

確定申告期相談の対応について

【所得税の確定申告相談について】

- 確定申告期のご相談は完全予約制となっております。
- 1回の相談時間は50分以内です。※厳守
(相談時間の延長は出来ません。50分以内に相談・手続きが完了しなかった場合は、再度ご予約をお取りいただき再来所となります。予めご承知おきください。)
- 予約日の変更・キャンセルの場合は、予約日2営業日前までに事務局へご連絡ください。
- 土地・建物や株式の譲渡等がある方や、相続税・贈与税の申告については、税務署でご相談ください。
(税務署へのご相談は予約制または当日整理券制です)

【消費税の確定申告相談について】

- 原則、所得税と同時にのご相談はご遠慮ください。別日(3月17日以降)のご予約をお取りください。
- 一般課税により申告する方は売上及び経費の区分経理(異なる税率ごとに区分して記帳)に対応した帳簿、簡易課税により申告する方は売上の区分経理に対応した帳簿をご持参ください。

【インボイス制度の相談について】

- 令和5年3月17日以降とさせていただきます。(詳しくは2月号会報に掲載)

◆確定申告のご準備の際ご注意ください◆

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は3月15日(水)です。確定申告書や決算書の下書き用紙をお持ちでない方は、集計表や残高試算表をお持ちいただくか、科目ごとの合計額を計算されたうえでご来所ください。なお、昨年に代理送信をされた方には、12月に減価償却費の計算書と一緒に確定申告書や決算書の下書き用紙を同封しております。(会計ソフトブルーリターンA利用者を除く)

また、令和元年分より確定申告書の提出の際、添付不要となった公的年金等・給与所得・退職所得の源泉徴収票や、上場株式等の配当等の支払通知書などの書類についても、確定申告のご相談時に金額確認等で拝見する場合がございますので、必ずご持参ください。